

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）整備・運営事業
公募設置等指針

令和7年5月

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

目次

用語の定義

1 事業の概要

- (1) 事業目的
- (2) 東郷湖羽合臨海公園の概要
- (3) 対象施設の概要
- (4) 公募する事業の内容
- (5) 事業の流れ
- (6) 費用負担及び役割分担
- (7) 認定の有効期間

2 公募対象公園施設の設置管理について

- (1) 公募対象公園施設の種類
- (2) 公募対象公園施設の場所
- (3) 公募対象公園施設の整備及び管理運営に係る条件
- (4) 設置又は管理の開始の時期
- (5) 公募対象公園施設の設置又は管理に係る使用料の額の最低額

3 特定公園施設の建設に関する事項

- (1) 特定公園施設の種類
- (2) 特定公園施設の場所
- (3) 特定公園施設の整備に関する条件
- (4) 整備費用
- (5) 整備後の取扱い

4 利便増進施設の設置に関する事項

5 都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置

6 設置等予定者の決定について

- (1) 応募資格等
- (2) 公募設置等計画の提出
- (3) 評価及び選定方法
- (4) 審査結果の通知及び公表
- (5) 公募設置等計画の認定
- (6) 基本協定の締結

7 その他

- (1) 設置等予定者の決定の取消し等
- (2) 事業破綻時の措置等
- (3) 事業終了時の取扱い
- (4) 責任分担

添付資料 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(はわい長瀬地区及び宇野地区)整備・運営事業基本協定書(案)

用語の定義

用語	説明
公募設置管理制度 (Park-PFI)	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。
公募設置等指針	Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、県が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、Park-PFIに応募する民間事業者等が県に提出する計画。
設置管理許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可。
設置等予定者	審査・評価により最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者（指定管理候補者に選定された者）。
認定計画提出者	県が都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。

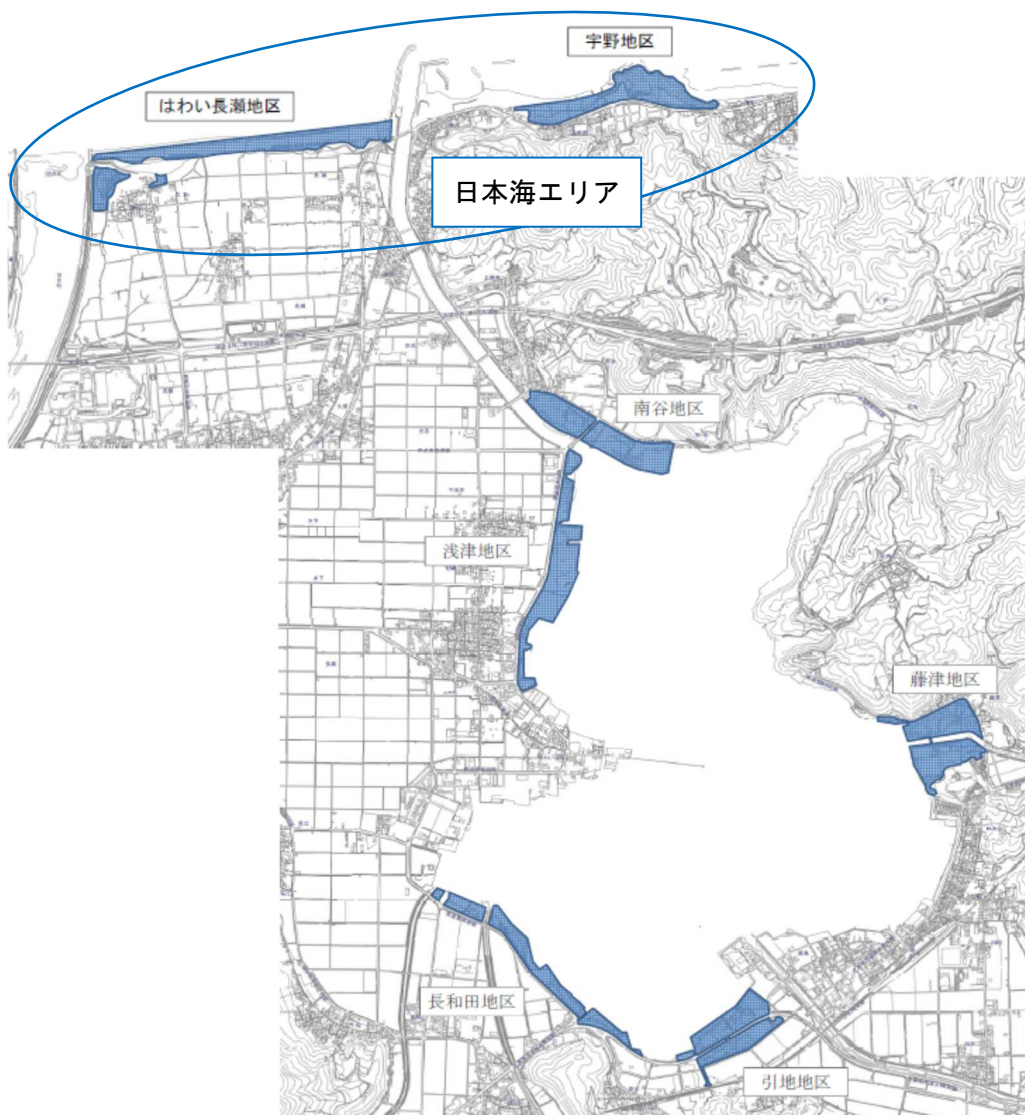
1 事業の概要

(1) 事業目的

鳥取県では、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園について、整備から 40 年以上が経過したことによる施設の老朽化、人口減少や人々の価値観の変化など公園を取り巻く状況の変化等を踏まえ、今後 10 年間を見据えた「公園が目指すべき姿」、それに向けた取組方針、基本的なコンセプト等を定めた「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン（以下「パークビジョン」という。）」を令和 5 年 7 月に策定した。

このパークビジョンに基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区。以下「日本海エリア」という。）において民間事業者のノウハウを活かした事業の展開を進め、公園の利便性や魅力を向上させるため、①公募設置管理制度（以下「Park-PFI」という。）による公募対象公園施設等の整備、管理運営事業と②指定管理者制度による公園の指定管理者としての管理運営事業を組み合わせた事業を令和 7 年 1 月 1 日（予定）から行う事業者を募集する。

【東郷湖羽合臨海公園エリア図】



(2) 東郷湖羽合臨海公園の概要

本公園は、下表のとおり東郷池周辺の5地区及び日本海に面した2地区を3つのエリアに区分して管理しています。

事業対象 エリア	エリア	地区	開園年月	開園 面積	主な施設
	日本海	はわい 長瀬	昭和 60 年 6 月	10.7ha	サイクリングロード、芝生広場 【管理許可】 キャンピングセンター(湯梨浜町)
		宇野	平成 2 年 7 月	11.6ha	ピクニック広場、駐車場、キャンプ場
	東郷池北	藤津	昭和 54 年 10 月	8.8ha	あやめ池、スポーツ(芝生)広場、あやめ池スポーツセンター[体育館、研修室、トレーニングルーム]、ペタンク広場[クレイ 7 面]、ターゲットバードゴルフ場、カヌーセンター
		浅津	昭和 54 年 10 月	8.9ha	催事広場、ピクニック広場[芝生]、児童遊戯広場[遊具・砂場]、管理事務所、ゲートボール場[10 面]、バタフライガーデン 【設置許可】 ドッグラン [2 囲]
		南谷	昭和 62 年 4 月	9.7ha	夢広場[人工芝テニスコート 3 面]、多目的広場[芝生]、はわいスケートパーク、リハビリスポーツ広場、観察水槽、実験水路、テニスコート[人工芝 8 面]、テニスハウス、キリン公園[芝生、遊具] 【設置許可】 ドラゴンカヌー艇庫(湯梨浜町)、飲食施設(ippo)
	東郷池南	引地	平成 7 年 7 月	7.6ha	中国庭園燕趙園、集粋館、ボタン園、芝生広場、多目的広場[芝生]、道の駅燕趙園[飲食施設、売店]、金山嶺橋、駐車場[乗用車 243 台、バス 22 台、EV 車 5 台] 【設置許可】 ゆアシス東郷龍鳳閣、飲食店(湯梨浜町)
		長和田	平成 15 年 4 月	6.1ha	芝生広場 【設置許可】 足湯施設等(湯梨浜町)

(3) 対象施設の概要

ア 共通事項

都市計画等による制限	・都市計画区域区分及び用途地域なし。 ・都市公園法第4条、第5条、第6条及び鳥取県都市公園条例第2条、第7条による規制あり。 ・保安林区域あり。(資料13のとおり)
建ぺい率 上限	・一般施設 2% (公園全体での現状 0.43%) ・以下の特例施設 10% (公園全体での現状 1.31%) (1) 休憩所、ベンチその他の休養施設 (2) 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設 (3) 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設 (4) 災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設 (5) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場及び壁を有しない休憩所
備 考	公園施設を設置・管理する場合は、設置・管理面積に応じて公園施設使用料の負担が必要。
現在の管理 経費	県直営での管理経費 (R6 年度) : 約 2.5 千万円 (内訳) 植栽管理、清掃、遊具点検、修繕、光熱水費、松くい虫防除

イ 宇野地区

所在地	東伯郡湯梨浜町宇野														
土地面積	11.6ha														
土地建物の権利状況	・区域内に国有地がある。(国から無償貸付を受けており15年ごとに県が更新) 住所：東伯郡湯梨浜町大字宇野字西又二1963-54、1963-60 東伯郡湯梨浜町大字宇野字西峯1910-1、1931-3、1931-4、1931-5														
建ぺい率	0.35%														
現況	○キャンプ場（無料）5,000㎡（R3年度までの利用期間：7月、8月） ・炊事棟（木造1階建て、建築面積42.30㎡）1棟 ・便所棟（鉄筋コンクリート造1階建て、建築面積53.36㎡）2棟 ・休憩所（鉄筋コンクリート造1階建て、建築面積215.15㎡）1棟 ・コインシャワー（冷水 3分 100円）休憩所内4箇所（男2、女2）、便所棟1棟あたり4箇所（男2、女2） ※県では、R7年度に休憩所便所の洋式化及びシャワーの温水化工事の実施を予定している。 ＜利用状況＞ <table><tr><td>年度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4～</td></tr><tr><td>人数</td><td>594人</td><td>676人</td><td>231人</td><td>634人</td><td>820人</td><td>0人</td></tr></table> ○ピクニック広場 12,000㎡、遊歩道（海側は立入禁止中） ・東屋 2棟 ○駐車場 1か所（123台） ○階段式護岸 491m ○自動販売機 2台（資料Bのとおり）	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4～	人数	594人	676人	231人	634人	820人	0人
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4～									
人数	594人	676人	231人	634人	820人	0人									
アクセス	山陰自動車道はわいインターチェンジから車で5分 JR松崎駅から車で14分														

現況写真(詳細は資料1及び資料2のとおり)



		
①ピクニック広場	②駐車場	③休憩所 (便所、シャワー室、売店等)
		
④護岸	⑤便所 A (便所、シャワー室)	⑥便所 B (便所、シャワー室)
		
⑦炊事棟	⑧遊歩道 (海側は立入禁止中)	

ウ はわい長瀬地区

所在地	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬
土地面積	10.7ha
建ぺい率	0.35%
現況	○サイクリングロード（倉吉東郷自転車道） 延長 1,500m (9,800 m²) ○芝生広場 2 箇所 （西側広場）展望台（東屋） 1 棟 ※西側広場は防災ヘリ・ドクターヘリ離着陸場に指定 ○駐車場 2 箇所（東側 45 台、西側 9 台） ○便所 （東側）鉄筋コンクリート造 1 階建て 建築面積（男女用便所）14.25 m² 1 棟 （多目的便所）10.49 m² 1 棟 （西側）鉄筋コンクリート造 1 階建て、建築面積 42.50 m² 1 棟 ※県では、R7 年度に東側便所の洋式化工事の実施を予定している。 ○キャンプセンター 1 棟（湯梨浜町管理のため管理対象外） ○遊具広場 500 m² ○自動販売機 2 台（資料 B のとおり）
アクセス	山陰自動車道はわいインターチェンジから車で 7 分 J R 松崎駅から車で 12 分

現況写真（詳細は資料1及び資料2のとおり）



		
①芝生広場	②便所	③芝生広場
		
④便所	⑤遊具	⑥サイクリングロード

(4) 公募する事業の内容

公募する事業の内容は以下のとおりです。

ア Park-PFI

(ア) 公募対象公園施設の整備及び管理運営

(イ) 特定公園施設の整備及び県への譲渡

イ 指定管理者制度

公園全体の管理運営（特定公園施設を含み、公募対象公園施設を除く。）

事業の実施イメージ

		Park-PFI		指定管理者制度
		公募対象公園施設	特定公園施設	
整備	実施主体	事業者	事業者	—
	費用負担	事業者	事業者	—
管理 運営	実施主体	事業者	事業者	事業者
	費用負担	事業者	県	県



（５）事業の流れ

ア 設置等予定者の選定

学識経験者等の委員で構成する生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、鳥取県東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）に係る指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）１２の（２）に定める選定基準に基づき各委員が審査した評点の合計点により、設置等予定者の選定を行います。

設置等予定者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和７年８月上旬から中旬に開催予定の審査・運営評価委員会において、募集要項１１の（３）の書類により面接審査を行います。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知します。

面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、設置等予定者を選定します。その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を設置等予定者に選定しようとする法人等の公募設置等計画と合わせてホームページ等で公表します。

イ 公募設置等計画の認定

設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、当該認定をした日、認定の有効期間及び公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

ウ 基本協定の締結

認定計画提出者と県は、公募設置等計画に基づき、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の

権利及び義務等を定めた基本協定を締結します。

エ 公募対象公園施設の整備及び管理運営

認定計画提出者には、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

オ 特定公園施設の整備及び県への譲渡

特定公園施設の整備は、全て認定計画提出者の費用負担により実施していただきます。また、整備後は県に無償で引き渡していただきます。

カ 公園全体の管理運営（指定管理業務）

公園全体（特定公園施設を含み、公募対象公園施設を除く。）において指定管理者として維持管理及び運営を行っていただきます。

（6）費用負担及び役割分担

項目		Park-PFI		指定管理者制度
		公募対象公園施設	特定公園施設	指定管理施設
整備	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	—
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	—
	位置付け等	認定計画提出者が設置管理許可を受けて整備	認定計画提出者が整備後に県に引渡し	—
管理運営	実施主体	認定計画提出者	施設を県に引渡し後、指定管理者として管理運営	指定管理者
	費用負担	認定計画提出者		県（指定管理料）
	財産管理	認定計画提出者		県・指定管理者
	位置付け等	認定計画提出者が設置管理許可を受けて管理運営		指定管理者として管理運営

（7）認定の有効期間

法第5条の5第1項の認定の有効期間（以下「認定有効期間」という。）は、公募設置等計画の認定日から最長で令和27年3月31日までを予定していますのでこの期間内で有効期間（事業期間）を提案してください。なお、令和27年3月31日より短い期間を提案する場合でも、終了日は各年における3月31日としてください。

公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可日から10年以内としますが、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。ただし、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の整備工事や撤去（原状回復）の期間も含まれます。

		R7. 10 月頃 協定締結	R7. 11 月頃	R8. 4 月頃	事業終了
制度	施設	整備・運営フロー			
Park-PFI	公募対象公園 施設	協議・設計	工事	営業期間	解体撤去
		基本協定期間			
		公募設置等計画の認定有効期間			
			設置管理許可 (最長 10 年)	設置管理許可 (認定有効期間まで を限度とする)	
	特定公園施設	協議・設計	工事	指定管理期間	
指定管理者 制度	上記以外	県による 直営管理 (現行)	指定管理期間		

2 公募対象公園施設の設置管理について

(1) 公募対象公園施設の種類の

公募対象公園施設は、法第 5 条の 2 第 1 項及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号。以下「規則」という。）第 3 条の 3 に規定されているとおり、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であつて、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとします。

公募対象公園施設として認められる施設は下表のとおりです。

■公園施設及び公募対象公園施設一覧

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公 園 施 設 の 種 類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 道跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掘示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設
休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに地方公共団体が条例で定めることができる。									
公募対象公園施設									

※「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（国土交通省都市局公園緑地課・景観課）より引用

(2) 公募対象公園施設の場所

日本海エリア内の任意の場所で事業提案を行ってください。

(3) 公募対象公園施設の整備及び管理運営に係る条件

パークビジョンに基づき海浜の自然環境におけるアウトドアを楽しめるエリアとなるような施設整備を提案してください。事業提案は必須とします。新たに施設を整備するほか、県所有の既設の施設を活用して管理を行うことも可能です。なお、県では、令和7年度に宇野地区における既設休憩棟内の便所の洋式化及びシャワーの温水化工事並びにはわい長瀬地区における東側便所の洋式化工事の実施を予定しています。また、公園内の駐車場及び便所については、現在の利用状況に鑑み、一般利用も可能とする提案を行ってください。

整備については協定締結後に県と調整の上進め、令和8年3月までに完了してください。

ただし、やむを得ない場合については、県と協議の上、完了期限の延長が可能です。令和8年4月以降にも追加の整備を行う場合、当該施設は指定管理者が行う自主事業として評価することとし、公募対象公園施設としては認定を行いません。

また、整備工事中においても、駐車場や便所等公園施設は可能な限り開放するよう努めてください。

整備及び管理運営にあたっては、都市公園法、同施行令（昭和31年政令第290号）、同施行規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第119号）、鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）、鳥取県都市公園規則（昭和54年鳥取県規則第60号）、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）、鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）、鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）、鳥取県個人情報保護に関する法律等施行規則（令和5年鳥取県規則第6号）、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）、同施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）その他の関係法令等を遵守し、関係機関等への届出、検査等の必要な手続を遅滞なく行ってください。

本事業で整備する公募対象公園施設は、都市公園の利用や機能に支障を及ぼさないものとしてください。

給水、污水排水、電気等は、認定計画提出者が調査を行い、敷地内既設配管に接続できることが確認できた箇所については、県に協議の上、接続工事を行うことができます。なお、調査や工事にかかる費用は全て認定計画提出者の負担となります。

事業区域を整備するにあたり支障となる樹木を伐採及び移植する場合は、県との協議が必要となります。また、これらにかかる費用は認定計画提出者の負担となります。

工事車両の通行は、実施段階で県の許可が必要です。工事車両の搬入経路を含む全工事区域では、公園利用者の安全に細心の注意を払い、適切な措置を講じてください。また、工事による占用範囲については、実施段階で県と認定計画提出者との協議の上決定し、占用許可を得て実施してください。

施工時間帯は、通学時間帯等を避けるなどの配慮をしてください。

既存の公園施設等を撤去する場合、地盤改良が必要になった場合等は、事前に県と認定計画提出者との協議が必要です。協議をせず既存の公園施設等を破損又は撤去した場合は県の指示に従い、認定

計画提出者の負担で原状回復してください。

整備した施設の管理運営に当たっては、パークビジョンの趣旨を踏まえるとともに、都市公園内の公益施設としてふさわしい運営を行ってください。

営業日及び営業時間は、提案を踏まえ県と協議の上決定します。時間帯に関係なく騒音、過度な照明は行わない等の配慮をしてください。施設の運営が公園敷地内で行われることから、他の公園利用者や近隣住民への迷惑防止については、特に配慮してください。提供するサービスの価格設定について上限は設けませんが、社会通念上適正な料金を設定してください。

飲食を提供する場合は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他の関連法令を遵守し、衛生管理及び感染予防対策を徹底してください。

廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）は認定計画提出者の責任において適正に行ってください。

また、公園施設の整備や管理運営の円滑な実施のため、双方の責務、手続等必要な事項については協定により定めることとします。

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。また、県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めてください。

（４）設置又は管理の開始の時期

下表のとおり予定しています。

なお、詳細については認定計画提出者と協定を締結し、協議の上決定します。

時期	内容
令和 7 年 9 月	事業者選定
令和 7 年 11 月	Park-PFI 及び指定管理期間開始 ※最長令和 27 年 3 月 31 日まで
令和 7 年 11 月～令和 8 年 3 月	公募対象公園施設及び特定公園施設整備
令和 8 年 4 月	公募対象公園施設及び特定公園施設運営開始

（５）公募対象公園施設の設置又は管理に係る使用料の額の最低額

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置管理許可を得て、設置管理面積に応じた公園施設使用料を県に納入してください。使用料の額の最低額は下表のとおりです。事業者は、用途ごとの面積内訳及び使用料算出根拠を明らかにし、県に納入する使用料の総額及び年度ごとの内訳を提案してください。原則として、年度ごとにかかる使用料は 1 年分を一括して事前に県へ納入していただくことになります。

なお、公園の健全な利用の増進を目的とする事業に供する部分、その他知事が特に必要であると認めた部分の面積は、使用料を減免することができます（認定計画提出者が独占的に利用する場所（管理事務所、スタッフ詰所、厨房等）は、使用料の減免対象とはなりません。）。使用料の額及び減免することとなる額は、県との協議を経て設置等予定者から最終的に提出される公募設置等計画を県が精査確認した上で決定します。

また、事業の途中において、鳥取県都市公園条例の改正により使用料の額が改定され、認定を受けた公募設置等計画に記載された使用料の額が、同条例で定める使用料の額を下回るようになった場合は、同条例で定める使用料の額を適用します。

【使用料の額の最低額】

公園施設の設置の場合	1 平方メートルにつき 1 年 1, 0 5 0 円
公園施設の管理の場合	1 平方メートルにつき 1 月 1, 3 8 0 円

3 特定公園施設の建設に関する事項

(1) 特定公園施設の種類

特定公園施設は、法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号及び規則第 3 条の 4 に規定されているとおり、公募対象公園施設と一体的に整備することにより、効率的な整備が図られると認められる施設であり、全ての公園施設が対象となります。

(2) 特定公園施設の場所

公募対象公園施設と同地区内で事業提案を行ってください。

(3) 特定公園施設の整備に関する条件

2 (1) で掲げた公園施設及び公募対象公園施設一覧表を参照し、公園の質の向上に資すると考えられるものを提案してください。事業提案は必須とします。新たに施設を整備するほか、既存施設の改修等も可能とします。なお、県では、令和 7 年度に宇野地区における既設休憩棟内の便所の洋式化及びシャワーの温水化工事並びにはわい長瀬地区における東側便所の洋式化工事の実施を予定しています。

整備については協定締結後に県と調整の上進め、令和 8 年 3 月までに完了してください。ただし、やむを得ない場合については、県と協議の上、完了期限の延長が可能です。令和 8 年 4 月以降にも追加の整備を行う場合、当該施設は指定管理者が行う自主事業として評価することとします。

また、整備工事中においても、駐車場や便所等公園施設は可能な限り開放するよう努めてください。

整備及び管理運営にあたっては、都市公園法、同施行令、同施行規則、地方自治法、同施行令、労働基準法、電気事業法、建築基準法、消防法、都市計画法、自然公園法、個人情報保護に関する法律、鳥取県都市公園条例、鳥取県都市公園規則、鳥取県福祉のまちづくり条例、鳥取県景観形成条例、鳥取県屋外広告物条例、鳥取県個人情報保護条例、鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則、鳥取県情報公開条例、同施行規則、鳥取県行政手続条例その他の関係法令等を遵守し、関係機関等への届出、検査等の必要な手続を遅滞なく行ってください。

本事業で整備する特定公園施設は、都市公園の利用や機能に支障を及ぼさないものとしてください。

給水、汚水排水、電気等は、認定計画提出者が調査を行い、敷地内既設配管に接続できることが確認できた箇所については、県に協議の上、接続工事を行うことができます。なお、調査や工事にかかる費用は全て認定計画提出者の負担となります。

事業区域を整備するにあたり支障となる樹木を伐採及び移植する場合は、県との協議が必要となります。また、これらにかかる費用は認定計画提出者の負担となります。

工事車両の通行は、実施段階で県の許可が必要です。工事車両の搬入経路を含む全工事区域では、公園利用者の安全には細心の注意を払い、適切な措置を講じてください。また、工事による占用範囲については、実施段階で県と認定計画提出者との協議の上決定し、占用許可を得て実施してください。

施工時間帯は、通学時間帯等を避けるなどの配慮をしてください。

既存の公園施設等を撤去する場合、地盤改良が必要になった場合等は、事前に県と認定計画提出者との協議が必要です。協議をせず既存の公園施設等を破損又は撤去した場合は県の指示に従い、認定計画提出者の負担で原状回復してください。

廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）は認定計画提出者の責任において適正に行ってください。

また、公園施設の設置や管理運営の円滑な実施のため、双方の責務、手続き等必要な事項については協定により定めることとします。

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。また、県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めてください。

（４）整備費用

特定公園施設の整備に要する費用については、公募対象公園施設から見込まれる収益の一部を充てることとし、全額事業者負担とします。

（５）整備後の取扱い

特定公園施設として新たに公園施設を整備した場合、県に無償譲渡していただくこととし、譲渡後は認定計画提出者が指定管理者として管理運営を行っていただくこととなります。

なお、当該特定公園施設の管理のため指定管理料を増額することは想定していません。

４ 利便増進施設の設置に関する事項

この度の事業実施にあたっては、県からは、特段利便増進施設の設置及び管理運営に関して提案を求めず、評価対象としません。事業者の任意による利便増進施設の設置及び管理運営の提案があった場合は、事業者が認定を受けた公募設置等計画に基づき設置する利便増進施設として、法第６条第１項に基づく占用許可により設置を許可することがあります。その場合は、許可に係る使用料を鳥取県に納入していただきます。

５ 都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置

公募対象公園施設及び利便増進施設は、都市公園内の公益施設として設置されることから、公募対象公園施設内及びその周辺の清掃等を行い、都市公園の環境の維持及び向上に努めてください。

特定公園施設については、認定計画提出者から県への引渡しが終了した時点から、指定管理者制度による管理運営を行うこととします。

６ 設置等予定者の決定について

（１）応募資格等

Park-PFI に応募することができる者は募集要項６の応募資格等を満たす法人その他の団体とします。

（２）公募設置等計画の提出

応募者は募集要項の定めのとおり Park-PFI に係る申請書類を提出してください。

（３）評価及び選定方法

以下の手順に沿って審査を行い、設置等予定者を選定します。

ア 第１次審査

提出のあった公募設置等計画について、法第５条の４第１項に基づき、以下の点について審査を

行い、条件を満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、審査・運営評価委員会へ送付します。

(ア) 提出のあった公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。

(イ) 提案のあった公募対象公園施設が法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること。

(ウ) 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

公募設置等計画について、誤字・脱字・乱丁・落丁等、内容の変更を伴わず提出書類の明らかな瑕疵と県が認めるものについては、記載誤りとし、添付書類漏れ、計算誤り、余事記載等内容への影響が軽微なもので、県の補正要求に容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提出書類の一部差替え又は正誤表による修正を認めます。また、審査に当たり、計画の内容を確認するため追加資料の提出を求める場合があります。

ただし、県が定めた期限内に再提出することが条件となりますので、期限までに県からの補正や追加資料の提出要求に応じない者の公募設置等計画については、県の意見を付して審査・運営評価委員会へ送付します。

また、募集要項6に定める応募資格等を有しない者の提案については失格とし、以降の審査を行いません。

イ 第2次審査

第1次審査を通過した提案について、審査・運営評価委員会の審査により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者が設置等予定者となります。

また、第1次審査において県が意見を付した提案について、審査・運営評価委員会が失格の是非を判断します。この段階において失格とされた提案は、以後の審査を行いません。この段階で失格となった応募者には、その旨を通知します。

県は、公募対象公園施設以外の区域について公園管理を行う者として認定計画提出者を「指定管理者」に指定することを予定しています。認定計画提出者は、県から指定管理者の指定を受けて特定公園施設を含む公園の維持管理・運営を行っていただきます。ただし、指定管理者の指定については鳥取県議会で可決されることを前提とします。

(4) 審査結果の通知及び公表

具体的な審査結果の通知・公表方法は募集要項を確認してください。

(5) 公募設置等計画の認定

設置等予定者から提出された公募設置等計画は、県との協議により修正、補正等の対応後、改めて提出していただき、県が公募設置等計画を認定します。

(6) 基本協定の締結

公園施設の設置及び管理運営の円滑な実施のため、双方の責務、手続等必要な事項については、協定により定めることとします。

7 その他

(1) 設置等予定者の決定の取消し等

設置等予定者が、協定の締結前に、次の事項に該当するに至ったときは、設置等予定者としての決定を取り消すことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等が認められるとき。

(2) 事業破綻時の措置等

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、法第5条の8に基づき、認定計画提出者は県の承認を得て、別の民間事業者等に事業を承継させるか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、現状復旧していただく必要があります。なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・現状復旧を行わない場合、県は、認定計画提出者に代わり撤去・現状復旧工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

また、認定計画提出者が実施したインフラ整備等については、県との協議の上公園施設として活用できると判断したものについては県に寄付することも可能とします。

(3) 事業終了時の取扱い

認定期間終了後においても事業の継続必要性が認められる場合には、公募対象公園施設の取扱いについて県と協議を行っていただきます。認定計画提出者が事業継続する意思があれば事業終了時に設置管理許可を得て事業を継続実施することが可能な場合があります。ただし、その場合には公募対象公園施設としての都市公園法上の特例は適用外となります。

公募対象公園施設の事業が継続できない場合（認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）は、認定計画提出者は、速やかに施設を解体・撤去するとともに原状回復していただきます。

認定計画提出者により解体・撤去等がされなかった場合には、県が解体・撤去することができるものとし、それに要した費用を認定計画提出者に請求するものとします。

また、認定計画提出者が実施したインフラ整備等については、県との協議の上公園施設として活用できると判断したものについては県に寄付することも可能とします。

(4) 責任分担

本事業においては、審査・運営評価委員会の審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者（日本海エリア指定管理候補者に選定された者）が設置等予定者となりますので、その責任分担においても、募集要項の「責任分担表」に従ってください。なお、「責任分担表」に示されていない事項については双方の協議により定めることとします。

なお、認定計画提出者の責に帰すべき事由により、施設が供用されない場合、又は事業が途中で中止となった場合は、設置管理許可を取り消すとともに、徴収した許可に係る公園施設使用料は返還しません。

問合せ先

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課緑地公園担当

電話番号 0857-26-7981

電子メール machizukuri@pref.tottori.lg.jp